

# 社会福祉法人長いスプーン定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、障害福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 特定相談支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人長いスプーンという。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を

もって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了時又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- 四 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 社会福祉充実計画の承認
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

2 評議員会は、次の事項について理事から報告を受けるものとする。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告
- 三 その他評議員会に報告するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係わらず、次の議決は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事並びに評議員会に出席した評議員の中から議長が指名した議事録署名人2名は、議事録に記名押印する。

- 3 この法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かななければならない。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事6名
- 二 監事2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長は、この法人を代表する。

- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

#### (役員を選任)

第17条 理事及び監事は、理事会において候補者を推薦し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

#### (役員を解任)

第18条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

#### (役員報酬等)

第19条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。ただし、その弁償する費用は、評議員会の決議によって定める。
- 3 前2項の報酬を変更する場合においても、評議員会の議決を得るものとする。

#### (理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下、「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(相談役)

第23条 この法人に、任意の機関として、相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

一 理事長の相談に応じること

二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務執行の監督

三 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

3 この法人は、理事会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備えおかなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

一 定期預金 1,000,000円

二 土地

- ① 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地所在  
グループホームカメラデン 敷地  
宅地 877.39平方メートル
- ② 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂16番所在  
多機能型事業所工房くまごろう 敷地  
原野 1360平方メートル
- ③ 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂15番2所在  
多機能型事業所工房くまごろう、グループホームカメラデンⅢ 敷地  
宅地 1074.21平方メートル
- ④ 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂15番3所在  
多機能型事業所工房くまごろう 敷地  
山林 547平方メートル
- ⑤ 秋田県湯沢市材木町一丁目109番3所在  
グループホームカメラデンⅡ 敷地  
宅地 89.32平方メートル
- ⑥ 秋田県湯沢市駒形町字八面寺下谷地66番5  
グループホームカメラデンⅡ 敷地  
宅地 661.14平方メートル

建物

- ① 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地所在  
居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 3階建  
グループホームカメラデン  
1階 97.04平方メートル  
2階 101.73平方メートル  
3階 56.17平方メートル
- ② 秋田県湯沢市材木町一丁目109番3、109番地1所在  
作業所・居宅 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
グループホームカメラデンⅡ

- 1階 89.85平方メートル  
2階 90.68平方メートル
- ③ 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂15番地2、17番地所在  
作業所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建  
多機能型事業所工房くまごろう  
1階 59.62平方メートル  
2階 54.18平方メートル  
作業所・居宅 木・軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建  
多機能型事業所工房くまごろう、グループホームカメラデンⅢ  
1階 113.01平方メートル  
2階 89.43平方メートル  
車庫 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建  
多機能型事業所工房くまごろう、グループホームカメラデン  
34.01平方メートル

- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認を必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸与が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画及び、収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 前号の附属明細書
- 三 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- 四 前号の附属明細書
- 五 財産目録

2 前号の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書類のうち、第一号、第三号、第五号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告書
- 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
- 四 事業計画書及び収支予算書並びに組織運営機構図等

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。



## 第7章 解散及び合併

### (解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第38条 解散（合併により社会福祉法人が消滅する場合及び破産手続き開始の決定による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

### (合併)

第39条 合併しようとするときは、評議委員会の決議を得て、所轄庁の認可を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更

### (定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可（社会福祉法人法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人長いスプーンの掲示場およびホームページ上に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

### (施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

1 この法人の設立当初の役員、評議員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 泰松 浩洋

理事 阿部 隆

理事 泰松 由紀子

理事 京野 學

理事 高橋 和子  
理事 俵谷 裕子  
監事 萱森 真雄  
監事 高橋 雅子  
評議員 麻生 清美  
評議員 片桐 貞子  
評議員 倉田 祐子  
評議員 後藤 進  
評議員 齊藤 光喜  
評議員 佐藤 光一  
評議員 粂山 淳子

2 この定款は、平成30年4月1日に制定し、同日から施行する。

3 令和元年6月23日 一部改正

4 令和元年9月21日 一部改正